

平成27年3月17日
総務部法務監察課

門真市公共工事等発注者綱紀保持規程の施行について

門真市の発注事務につきましては、従前より市民、事業者等から疑惑を招かないよう綱紀の保持に努めてきたところであります。

今般、発注事務に対する更なる信頼確保を目指し、平成27年4月1日付けで「事業者等との応接方法」や「事業者等からの不当な働きかけに対する対応」などを定めた「門真市公共工事等発注者綱紀保持規程」を施行いたします。

事業者をはじめ、すべての本市の公共工事等に関わる皆様方におかれましては、本規程の趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、参考までに不当な働きかけに該当する行為の例を別紙に記載しております。これらの行為を行った場合、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づき、入札参加停止等の措置を行うことがありますのでご注意ください。

別紙

《不当な働きかけに該当する行為の例》

① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為（第7号ア）

例 1-1 特定の事業者等が入札に参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げ等を行うよう要求する行為

例 1-2 特定の事業者等が入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為（第7号イ）

例 2-1 特定の事業者等と随意契約できるよう、分割発注等を行うよう要求する行為

例 2-2 特定の事業者等と契約するように発注担当職員に対して強要する行為

③ 非公開又は公開前における競争参加予定者、予定価格、最低制限価格（これらを推測できる金額を含む。）又は技術評価に関する情報漏洩要求行為（第7号ウ）

例 3-1 最低制限価格等（これらを推測できる金額を含む。）を教示するよう要求する行為

（最低制限価格等の教示は、職員による入札等の妨害罪（官製談合防止法第8条）又は入札妨害罪（刑法第96条の6）に抵触するおそれがある。）

例 3-2 発注前において予定価格を推測できる金額を示唆する（又は、ほのめかす）よう要求する行為

④ 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為（第7号エ）

例 4-1 入札参加者名を公表前に教示するよう要求する行為

例 4-2 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為

例 4-3 入札参加者に関する情報（所在地等）を教示するよう要求する行為

例 4-4 入札参加者数又はJVの組み合わせについて教示するよう要求する行為

⑤ アからエまでに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為（第7号オ）

1) 特定の事業者等に対して有利な取扱い又は不利益な取扱いを要求する行為

例 5-1a 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏洩するよう要求す

る行為

例 5-1b 総合評価方式等において入札に先だって提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領等を要求する行為（正式の手続によるものを除く。）

例 5-1c 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為

例 5-1d 資材調達又は物品納入等に係る業者選定等に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為

例 5-1e 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為

例 5-1f 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

2) 談合につながるおそれのある要求行為

入札談合等に関与する次の行為

例 5-2a 事業者又は事業者団体に談合をそそのかすよう求めること（官製談合防止法第2条第5項第1号、同法第8条）

例 5-2b 特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆することを求めること（官製談合防止法第2条第5項第2号）

例 5-2c 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆するよう求めること（官製談合防止法第2条第5項第3号）

例 5-2d 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼により、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等をほう助するよう求めること（官製談合防止法第2条第5項第4号）（ほう助行為）

例 5-2e 事業者等の作成した割付表を承認又は確認するなど、入札談合をほう助する行為を求めること

3) 契約上の適正な権利の行使を妨げること、又は執行すべき公正な職務若しくは所定の期限までに執行すべき職務を執行しないことを要求する行為

例 5-3 監督、検査、評定等において不当な便宜を図ることを要求する行為

4) 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を要求する行為

例 5-4 発注事務に関し、利害関係者から、地方公務員法及び門真市職員の懲戒処分等

の指針で禁止される行為を要求する行為

5) その他、発注事務について、法令、規則、通達その他の定めに対する行為を要求する行為又は定めに対して行為を行わないよう要求する行為

例 5-5a 入札の公正を害すべき行為（入札等の妨害となる行為）を要求する行為（入札等の公正を害すべき行為は、入札談合等関与行為防止法第8条に抵触）

例 5-5b 偽計又は威力を用いて入札の公正を害すべき行為を行うよう要求する行為（入札妨害罪（刑法第96条の6第1項））

その他留意点

※「不当な働きかけ」は面談のほか、電話、手紙、FAX、電子メール等によるものや、勤務時間外になされたものも含まれます。

※営業活動等のため、事務所等の執務スペースに許可無く立ち入ることを禁止します。

以下の行為は、「不当な働きかけ」には該当しません。

- ・ 工事全般の発注・方針に対する陳情・要望・提言・意見等にとどまる場合
- ・ 通常の営業行為の範囲であることが明らかな場合
- ・ 特定の案件に関する仕様書の内容についての質問など、入札及び契約手続に関する事実の確認であることが明らかな場合
- ・ 行った行為が不当な働きかけに該当すると指摘を受け、自ら直ちに発言等を取り消した場合